

資料編

- 特別支援教育に関する法令等
 - 【教育基本法】
 - 【学校教育法】
 - 【学校教育法施行規則】
 - 【学校教育法施行令の一部改正について】
 - 【特別支援教育の推進について（通知）】
 - 【障害者総合支援法の概要】
 - 【児童福祉法改正の概要】
 - 【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】

- 国際生活機能分類（ICF）

- 交流及び共同学習

- インクルーシブ教育システム

- 基礎的環境整備

- 合理的配慮

- 高等学校入試での配慮について

- インクルーシブ教育システム構築支援データベース
<http://inclusive.nise.go.jp/>

【教育基本法】

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

【学校教育法】

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

【学校教育法施行規則】

第三百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第四百十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第四百十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第五十三条 小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。

第五十四条 児童が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

【学校教育法施行令の一部改正について】

改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

【特別支援教育の推進について（通知）】

19 文科初第 125 号
平成 19 年 4 月 1 日

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握

- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上
4. 特別支援学校における取組
 - (1) 特別支援教育のさらなる推進
 - (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能
 - (3) 特別支援学校教員の専門性の向上
5. 教育委員会等における支援
6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携
7. 教育活動等を行う際の留意事項等
 - (1) 障害種別と指導上の留意事項
 - (2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮
 - (3) 生徒指導上の留意事項
 - (4) 交流及び共同学習、障害者理解等
 - (5) 進路指導の充実と就労の支援
 - (6) 支援員等の活用
 - (7) 学校間の連絡
8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

【障害者総合支援法の概要】

平成 25 年 4 月 1 日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したものです。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めています。

【児童福祉法改正の概要】

平成 24 年 4 月 1 日に児童福祉法が改正されました。この改正により、障害児及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるようにするため、これまで障害種別に分かれていた障害児施設が、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）のそれぞれに体系化されました。また、地域支援を強化するため、新たに保育所等訪問支援や障害児相談支援等が創設されました。

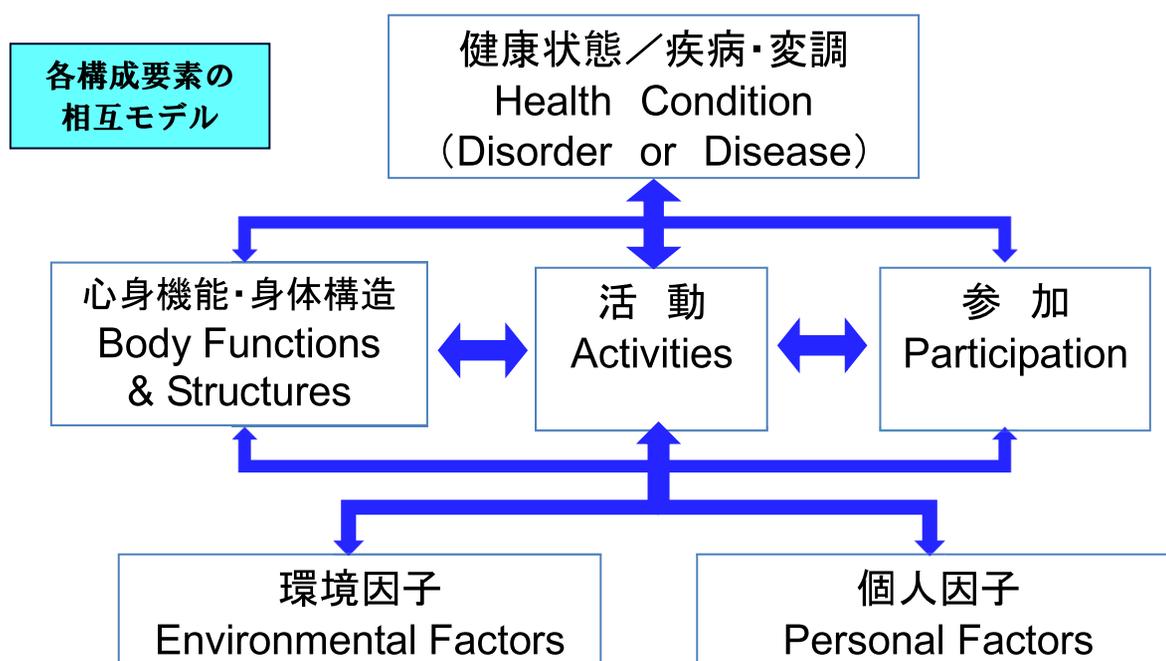
【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】

障害者施策に関しては、平成 18 年に国連において障害者の権利に関する条約が採択されるなど、近年、障害者の権利保護に向けた取組が国際的に進展してきました。我が国においても、障害者権利条約の趣旨を踏まえ、平成 23 年に障害者基本法の改正が行われ、その第 4 条において、基本原則として「差別の禁止」が規定されました。本法は、差別の禁止に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、この基本原則を具体化する法律として位置付けられるものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることな

く、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

【国際生活機能分類（ICF）】

ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）は、人間の生活機能と障害の分類法として、2001年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択された。この特徴は、これまでのWHO国際障害分類（ICIDH）がマイナス面を分類するという考え方が中心であったのに対し、ICFは、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加えたことである。



【交流及び共同学習】

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、「交流及び共同学習」として、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。

障害のある子供と障害のない子供が一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。

【インクルーシブ教育】

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地

域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

【基礎的環境整備】

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。

なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

【合理的配慮】

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。

学校における「合理的配慮」の観点 代表例示 (共生社会の形成に向けたインクルージブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)別表より一部修正)

	合理的配慮の観点	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	
①-1-1 学習生活上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。	障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。	見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(頭着型・眼鏡等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段(身振り、簡単な手話等)の活用に関すること 等)	聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。(補聴器等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段(身振り、簡単な手話等)の活用に関すること 等)	できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにする(片手で使うことができる道具の効率的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援 等)	道具の操作の困難や移動上の制限等を改善できるように指導を行う。(片手で使うことができる道具の効率的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援 等)	服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。(服薬の意味と定期的な服薬量の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、眠気を伴う危険性が生じるなどの薬の副作用の理解とその対応、必要に応じた休憩など病状に応じた対応 等)	
①-1 教育内容	認知の特性、身体の動き等に応じて、具体の学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすことに留意する。	視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間延長、観察では必要に応じて近づいたり、観察の併用、体育等における安全確保 等)	音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。(外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、球技などの代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等)	知的発達の違いにより、全般的に学習内容の理解が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。(焦点延長、書き下し計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更 等)	上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。(習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに變更、入聲等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等の材料に使用できない材料を別の材料に変更 等)	病状により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。(習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに變更、入聲等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等の材料に使用できない材料を別の材料に変更 等)	
①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材(ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。(間くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることで大きさの異なるものや動きの速いもの等)を確認できる構型や写真、等)また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。(画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等)	聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。(分かりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用 等)また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。(座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の調整、音声の活用等)使用済みFM式補聴器等の使用 等)	書きや計算が困難な子どもに対して上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。(書字の能力に応じたコミュニケーションの機会を提供する)使用、話し言葉か自由な子どもにはコミュニケーション等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験 等)	病状のため移動範囲や活動量が制限されている場合には、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する(コミュニケーションの機会を提供する)使用、話し言葉か自由な子どもにはコミュニケーション等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験 等)	病状のため移動範囲や活動量が制限されている場合には、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する(コミュニケーションの機会を提供する)使用、話し言葉か自由な子どもにはコミュニケーション等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験 等)	
①-2 教育方法	治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対して、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。	見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等が可能で学習活動を多く設ける。また、気分よく学習や理解しにくい事柄(遠かったり大きかったり動かないもの、動かないもの、動かないもの)の状況を説明する。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。	言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。(結合の内容を確認するため書いて提示し読み、慣用語等言葉の表意と意味が異なる言葉の指導等)また、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるため、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせる。	経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができるとして、新しい單元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習するようにも、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。	経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができるとして、新しい單元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習するようにも、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。	入院時の教育の機会や短期間で入院を繰り返す児童生徒の教育的な機会を確保する。その際、体験的な活動を通じて概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるよう指導する。(視覚教材等の活用、ピニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導、テレビ会議システム等を活用した遠隔地の友達と協働した取り組み 等)	入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。(治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に合わせた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導 等)

観点① 教育内容・方法

学校における「合理的配慮」の観点 代表例示（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）別表より一部修正）

	合理的配慮の観点	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱
観点② 支援体制	<p>校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。</p> <p>必要に応じ、適切な人的配慮（支援員等）を行うほか、学校内外の教育資源（通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター等の機能、専門チーム等）による助言等の活用や医療、福祉、労働等関係機関との連携を行う。</p> <p>障害のある幼児児童生徒に関して、障害による日常生活や学習場面において様々な困難が生じていることについて周囲の幼児児童生徒の理解を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害者について周囲の人に理解を広げる方法を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しては理解啓発を図るための活動を行う。</p>	<p>特別支援学校（視覚障害）のセンター的機能及び視覚特別支援学級の機能及び指導等の専門性を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店、難聴親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、児童生徒のための交流会の活用を図る。</p>	<p>特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能及び難聴特別支援学級の機能及び指導等の専門性を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店、難聴親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、児童生徒のための交流会の活用を図る。</p>	<p>知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のため、必要に応じ、医療機関との連携を図る。</p>	<p>体育担当教員、養護教諭、栄養職、保健師等を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容や方法を検討する。必要に応じて特別支援学校（肢体不自由、知的障害）からの支援を受けるとともにPT、OT、ST等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には養護師等、医療関係者との連携を図る。</p>	<p>病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広げ、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、児童生徒、教職員、保護者の理解啓発に努める。（ヘルスメーカー使用者の運動制限など外部から分りにくい病状とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解、心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解等）</p>
観点③ 施設・設備	<p>障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた教育機器等の導入や施設の整備を行う。便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際にも、障害のある幼児児童生徒の在籍状況を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるように配慮する。</p> <p>幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分りやすいサイズ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。</p>	<p>見えにくい状況に配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに、緊急時の安全確保ができる校内外体制を整備する。</p>	<p>放送等による避難指示を聞き取ることで見えない児童生徒に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内外体制を整備する。</p>	<p>適切な避難等の行動の仕方が分からず、極度に心理状態が混乱することを想定した避難誘導のための校内外体制を整備する。</p>	<p>移動の困難さを踏まえ、避難の方法や体制を整備する。（車いすで避難する際の経路や人の体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成等）</p>	<p>医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることが出来るようにするなど、子どもの病状に応じた支援体制を整備する。（病状を搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な児童生徒（心臓病等）が選り抜けないための支援等）</p>
観点③ 施設・設備	<p>障害のある幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分りやすいサイズ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。</p>	<p>教室等の間こえの環境を整備する。（絨毯、畳の指導室の確保、行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞等の文字表示等）</p>	<p>危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活力の向上が必要であることから、生活力の向上が主とした活動を可能にする場を用意する。</p>	<p>自主的な移動を促せるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするとともに、校内外環境を整備する。</p>	<p>車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。（段差の解消、スロープ、手すり、段差、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置等）</p>	<p>病気の状態に応じ、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。（色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム、相談や相見等の心理療法を活用できる施設、落ち着けない時や難状態が不安定な場合、児童生徒が落ち着ける空間の確保等）</p>
観点③ 災害時等への対応	<p>災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。</p>	<p>緊急情報を受動的に受容することができない設備を設置する。</p>	<p>教室等の間こえの環境を整備する。（絨毯、畳の指導室の確保、行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞等の文字表示等）</p>	<p>災害発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分りやすい設備の配置、明確な避難経路等を考慮して施設・設備を整備する。</p>	<p>移動の困難さを踏まえ、避難の方法や体制を整備する。（車いすで避難する際の経路や人の体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成等）</p>	<p>災害等発生時に必要とする医療機関からの搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることが出来るようにするなど、子どもの病状に応じた支援体制を整備する。（病状を搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な児童生徒（心臓病等）が選り抜けないための支援等）</p>

学校における「合理的配慮」の観点 代表例示（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）別表より一部修正）

	合理的配慮の観点	言語障害	自閉症	情緒障害	学習障害	注意欠陥多動性障害	重複障害
観点① 教育内容・方法	①-1-1学習生活上又は生活上的困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じた、その持つ力を高めるための、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。	話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことが出来るようにするための発音の指導を行う。（一斉指導における個別の発音の指導、個別指導による発音の指導、九九の発音等の指導）	自閉症の特性である、適切な対人関係形成の困難さ、言語発達の遅れや異なつた意味理解「手順や方法に独特のこだわり等」により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等）	言語障害（構音障害、吃音等）のある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。	発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。合唱等における個別の指導、録音指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等）	読み書きや計算等に関する苦手なことをできるようにする。別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。（文字の形を区分けることができるように使用、パソコン、タッチメモ等の使用、口頭試験による評価等）	行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れられないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。（自分を客観視する、物品の管理方法の工夫、メモの使用等）
	①-1-2学習内容の変更・調整	認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を把握した学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。	発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。合唱等における個別の指導、録音指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等）	自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏つていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等）	「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいのを、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。（習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等）	注意の集中を継続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。（学習内容を分割して適切な量にする等）	（視覚障害と聴覚障害）障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明も含めた情報提供を行う。（補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用等）
	①-2-1学習機会や体験の確保	障害のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進するとともに、入学試験やその他の試験において配慮する。	自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等に活用）また、細かな制作が多きことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。	自閉症の特性により、実際の体験しなれば、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくするよう活動予定表等の活用を行う。	読み書きに時間がかかると、本人の能力に合わせた情報を提供する。（文章を讀みやすくするための体裁を改良、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、板やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等）	聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。（指示物の整理整頓、精選、目を合わせての指示、メモ等を含めた情報提供を行う、補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用等）	（視覚障害と聴覚障害）障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明も含めた情報提供を行う。（補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用等）
	①-2-2心理面・健康面の配慮	治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進するとともに、入学試験やその他の試験において配慮する。	自閉症の特性により、実際の体験しなれば、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくするよう活動予定表等の活用を行う。	自閉症のある児童生徒等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。（カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等）	苦手な学習活動があること、自尊心が低下している場合などは、成功体験を増やし、友達から認められたり、友達から認められたり、文章を認めること等に時間を割く。十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保等）	活動に特長的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められたり、友達から認められたり、文章を認めること等に時間を割く。十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保等）	（視覚障害と聴覚障害）見えにくく聞こえにくいことから、人数と同時にコミュニケーションが取りにくいように、適時・適切に情報の提供を保障する。

【高等学校入試での配慮】

特別支援教室の利用に限ったことではありませんが、日頃より、特性に応じた支援を受けていることが、進路を選択する上でも役に立ちます。

障害等のある受検者についての受検方法等の取扱い

「検査の実施にあたっては、通常受検者と同一の取扱いとする。ただし、学力検査、面接、作文及び当該高等学校における特色検査の実施に際し、受検方法等申請書（第6号様式）を提出した者のうち、県教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、検査の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な取扱いを講じるものとする。」

（平成26年度神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領）

「個別の指導計画」に基づき、中学校生活で特別な支援を受けていた場合、その支援の一環として高等学校の入学試験においても支援が受けられることがあります。

（例）自閉症の特性等に配慮した支援

○周囲の音が刺激となり試験に集中できないため、定期試験は別室で受けていた。

→別室対応の取扱いの対象となる

○読字は可能であるが、読み取りに時間を要するために、定期試験では通常より10分長い時間を設定していた。

→検査時間の延長の対象となる

第6号様式	受検方法等申請書
神奈川県教育委員会教育長	平成 年 月 日
	フリガナ 志願者氏名 _____
	保護者氏名 _____
	住 所 _____
神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領 § 1 のⅢの2の(6)に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。	
1 選抜の区分等 (いずれか一つを○で囲んでください。)	
共通選抜 連携募集 特別募集 中途退学者募集 定通分割選抜 二次募集	
2 志願を希望する高等学校	
立	高等学校
の課程	科
	コース(専攻、部)
3 面接及び学力検査等に関する方法 (簡条書で記入してください。)	